

佐久市協働基本指針

概要版



地域児童による環境美化活動



小学生によるフラワーロードづくり

佐久市は、平成17年に合併しましたが、これまで旧市町村では多くの市民の思いやちからによって、いろいろな形でまちづくりをしてきました。

暮らしの土台である自分たちの住む地域を市民と行政がよきパートナーとして連携・協力しながらまちづくりすることを、“協働”といいます。

市では、協働を進める上での基本的な考え方や事項、協働の進め方を定めた『佐久市協働基本指針』を平成22年3月に策定しました。

この **概要版** は、**協働基本指針**を集約したものです。



平成22年3月
佐久市

はじめに

協働が必要になった背景は？

協働という言葉は新しく耳慣れないものですが、その取り組みは決して新しいものではありません。

かつては、向こう三軒両隣という感覚で、ご近所付き合いがあり、様々な状況に応じて助け合い・協力して地域活動（協働の取組の原点）をすることが日常的でした。

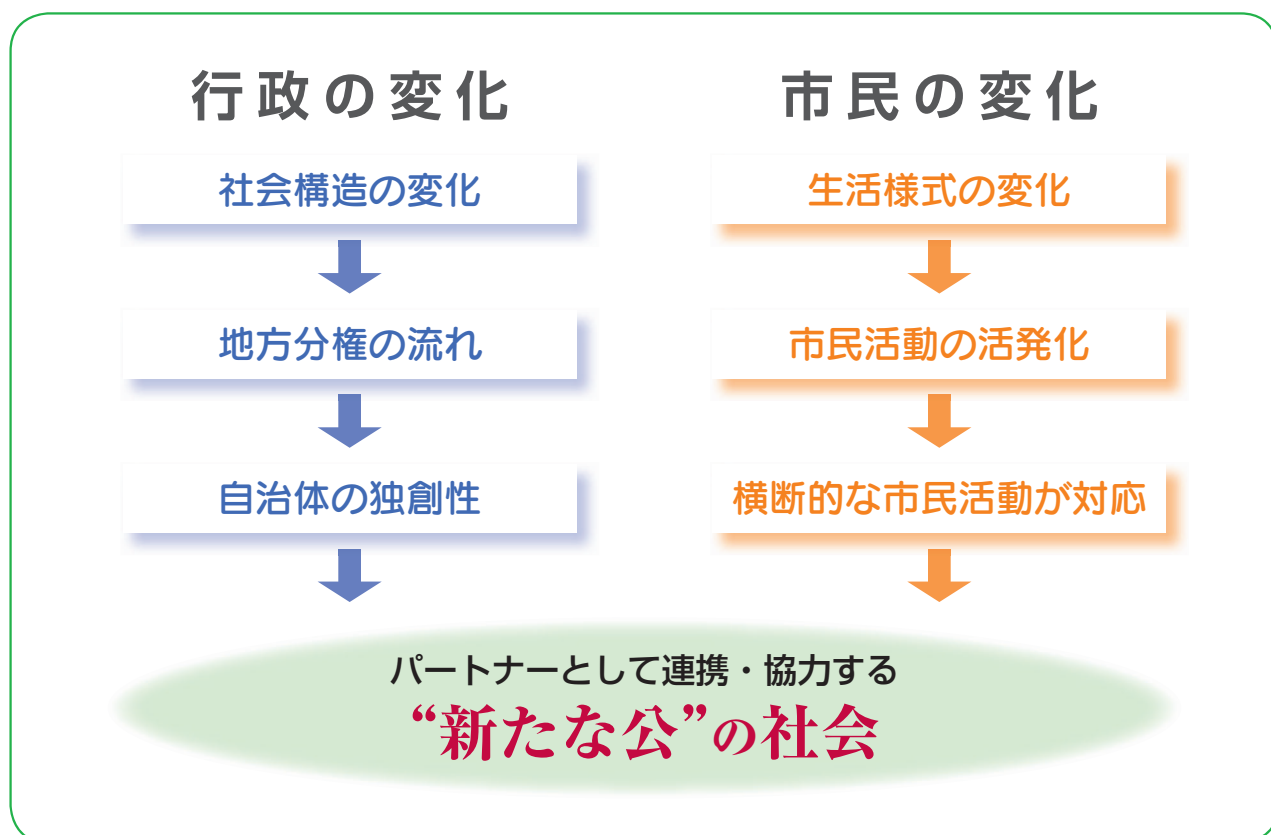
しかし、近年、核家族化や少子・高齢化により、家族の構成や地域社会のあり方などが大きく変化し、人に対する関心や思いやり、地域のつながりが薄れ、子育てや高齢者、障害者などに対する地域の関わりなど、支えあいの気持ちが弱くなってきました。

また、まちづくりを進めている人たちの高齢化が目立ち、若い世代や子ども会などを含め、市民の地域活動への参加意識が高揚しにくいなどの現状も重なり、「**自分たちのまちは、自分たちの手で支えていこう**」という意識の希薄化につながっています。

こうした現状の一方で、市民は、それらを補うようにNPO やボランティア活動などを誕生させ、協働という手法で市民活動を推進するようになり、行政は、中央集権から地方分権へと流れが変わり、自治体独自のサービス提供が可能となりました。

日本社会の様々な構造の変化は、市民のニーズを大きく変え、市民との協働の考え方が必然的に芽生え、これまでの行政主導型の手法から、市民と行政の協働によるまちづくり（パートナーとして連携・協力する“新たな公”の社会）に対応した取り組みが必要になってきました。

このことから、佐久市では、協働を進めるための基本指針を策定し、市民と行政との協働を進めていきます。



協働を進める上での基本的考え方

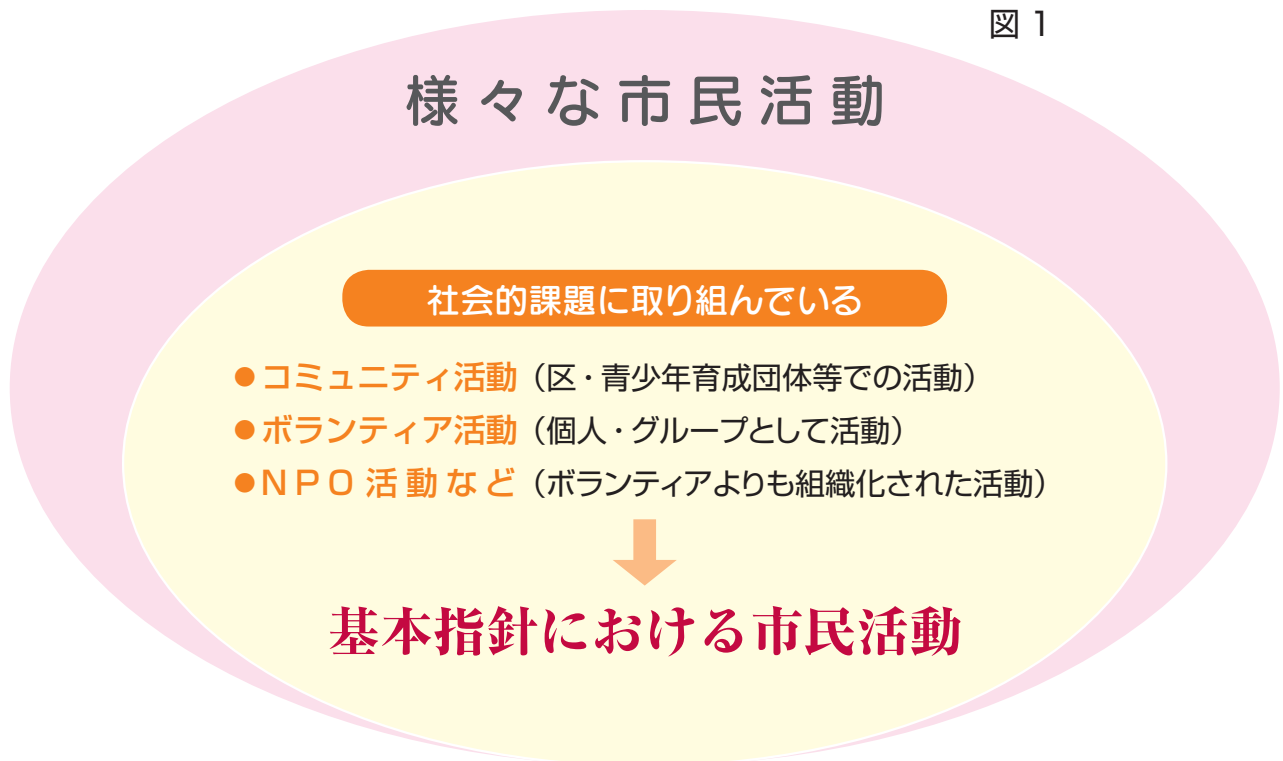
協働の市民活動

市民活動とは、市民の自主的な参加に基づいた活動で、その中でもあらゆる分野における社会的課題*に対し、営利を目的としないで取り組む活動が協働の市民活動です。

様々な市民活動を図解にしてみると、図1のとおりです。

ただし、政治活動や宗教活動は含みません。

図 1



市民活動団体の活動状況

これまでも多くの市民の思いやちからによって、いろいろな形でのまちづくりへの取り組みが行われてきています。これらの活動を行う団体がすべて市民活動団体になります。

ここでは、本市における市民活動団体の現状の取り組みの一部をご紹介します。

- ① **区の活動状況**…………… 市内に239区あり、行政に関する様々な連絡や周知のほか、行政に対する要望、提案を行うなど、円滑な市政運営の協力と地域活動を主体的に展開しています。
- ② **NPO 法人の活動状況** …… NPO 法人活動として35団体が登録しており、各分野において活動しています。
- ③ **ボランティアの活動状況** …… 個人・団体により広範囲にわたる分野で活動しています。団体・個人を見ると、約130団体、活動者数は約13,500人です。

*社会的課題…子育て・高齢者・障害者などの福祉、まちづくり、環境美化、教育、文化・スポーツ、国際交流など、生活を取り巻く身近なところで発生している様々な課題のことです。

協働の進め方



これからは、「行政主導型の行政運営」から市民と行政が対等な立場で考え、市民活動団体などとともに住民サービスを担っていく「協働型の行政運営」に移行することが求められています。

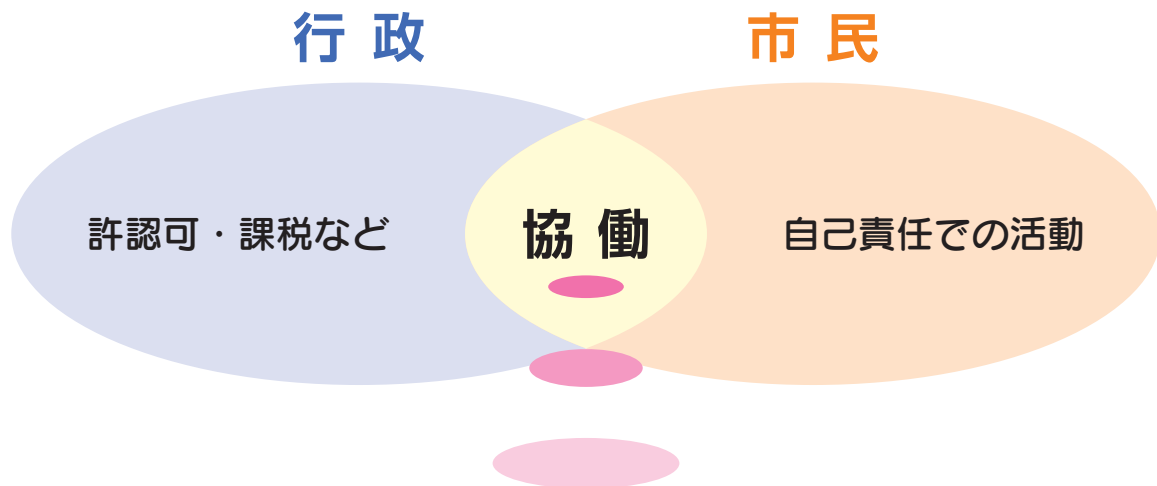
佐久市として次の5つの基本方針を定め、協働を進めていきます

1. 市民と行政が互いの情報を共有します
2. 意識の醸成や担い手づくりを行います
3. 市民が活動しやすい環境をつくります
4. 参加、参画しやすい仕組みをつくります
5. 協働事業の評価と公開に努めます

協働の領域

協働の共通目標は、“まちづくり”です。

私たちの住み・暮らす地域が、いつまでもみんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくりを目指すために、市民と行政がお互いに力をあわせていくことです。



協働の領域は、子育て・高齢者などの福祉、まちづくり、環境美化、教育、文化・スポーツ、国際交流など、生活を取り巻く身近なところで発生している様々な課題を一緒に解決するため活動していく領域です。

ひとの絆・まちの絆で築く文化

協働を進める上での市民と行政のきまりごと

- 対等・平等なパートナーとしての関係を持つこと
- 互いの立場や特性をよく理解し、尊重しあえる関係を持つこと
- 互いの情報や目的を共有する関係を持つこと
- 各々が一方に依存するのではなく、お互いに自立した関係を持つこと
- 協働事業が終了した時は、お互いに絶えず見直しをしていく関係を持つこと

このような関係性を持って、地域の課題解決などに取り組むことが必要です。

市民と市民との協働(例)

ライフサポート湯

①



行政のサービスではできないことを湯川台団地地区の住民が会員を募り、地域の皆さんを支援する仕組みをつくりました。

会員の得意分野をそれぞれ活かし、支援活動をしています。

子育てお助け村

②



岩村田本町商店街振興組合が「子育て支援」事業の一環として「子育てお助け村」を設立しました。

子ども連れで気軽に立ち寄って、くつろげる「子育てサロン」。

買物や、用事を済ませる時など「短時間託児」も行い、対象は乳幼児から小学校低学年までです。

ベテラン保育士も常駐しています。

コスモス街道づくり

③



内山地区では、昭和47年から、国道254号線沿いにコスモス苗の植栽を行っています。

8月頃からピンクや赤など、色とりどりのコスモスが咲き、市民やドライバーの目を楽しませてくれます。

市民と行政との協働(例)

佐久バルーンフェスティバル

①



日本気球連盟をはじめとする各種団体や行政の担当課で組織する組織委員会と、地元の皆さんで組織する実行委員会が相互に連携し、イベントを運営しています。

市民活動ネットワークの拠点創りに関するワークショップ

②



市民活動ネットワークの拠点創りとしての(仮称)市民活動サポートセンター設置のため、公募市民の皆さんがワークショップにより、平成24年度の開設を目標に拠点施設の素案作りに取り組んでいます。

佐久市都市計画マスタープラン策定

③



ワークショップで高校生の意見をお聞きしました。

都市計画マスタープランの策定にあたり、地域別懇談会や説明会、高校生とのワークショップ等を行いました。

私たちは、**相互理解**の上で、
自分と相手の**自立性・自律性**を大切にしながら、
常に**公開**と**評価**を心がけて、
思いやりのある協働のまちづくりを進めます



佐久市協働基本指針

概要版

発行：平成22年3月

佐久市 企画部 広報広聴課

問合せ先 〒385-8501 佐久市中込3056番地
☎0267-62-2111(内線418、419)